

別表十七（三の十二） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の7第5項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の91第4項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》（復興財源確保法第33条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「所得税等の額5」は、内国法人に係る措置

法第66条の6第2項第1号《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》に規定する外国関係会社（以下「外国関係会社」といいます。）に対して課される措置法第66条の7第5項に規定する所得税等の額又は連結法人に係る外国関係会社に対して課される措置法第68条の91第4項に規定する所得税等の額を記載します。

3 内国法人が措置法第66条の9の3第4項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》（復興財源確保法第33条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の93の3第4項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》（復興財源確保法第33条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。